#### 様式第9

## 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
盛岡市(都南地域)・紫	盛岡市(都南地域)・紫波町・矢巾町	平成29年4月1日から平成	平成29年4月1日から平成
波町・矢巾町		34年3月31日まで	34年3月31日まで

# 1 目標の達成状況

(ごみ処理)

指標		現状(割合※1)	目標(割合※1)	実績(割合※1)	実績/目
		(平成27年度)	(令和4年度) A	(令和4年度) B	標※2
排出量	事業系 総排出量	16, 505t	15, 684t (-5. 0%)	13,575t (-17.8%)	86. 55%
	1事業所当たりの排出量	3. 36t	3. 23t (-3. 8%)	2.54t (-24.4%)	78.63%
	生活系 総排出量	23, 698t	22, 910t (-3. 3%)	22, 904t (-3.4%)	99. 97%
	1人当たりの排出量	154kg/人	147kg/人 (-4.5%)	144kg/人(-6.5%)	97. 96%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	40, 203t	38, 594t (-4. 0%)	36, 479t (-9.3%)	94. 52%
再生利用量	直接資源化量	3,631t (9.0%)	4,055t (10.5%)	3, 245t ( 8. 9%)	84. 76%
	総資源化量	11,830t (27.7%)	10, 232t (28. 7%)	7,530t (19.8%)	68.99%
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	- MWh	- MWh	- MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	2,590t (6.4%)	2,335t (6.1%)	2, 144t ( 5. 9%)	96. 72%

- ※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。
- ※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載。

## (生活排水処理)

指標		現 (令和	状 年度)	目 (令和	標 年度) A	実 (令和	績 年度) I	実績/目 標 <b>※</b> 3
総人口					_			_
公共下水道	汚水衛生処理人口							%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率		%		%		(	6 %
集落排水施設等	汚水衛生処理人口							%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率		%		%		(	6 %
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口							%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率		%		%		(	6 %
未処理人口	汚水衛生未処理人口							%

※3 (実績の割合-現状の割合)/(目標の割合-現状の割合)を記載

# 2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、 再使用の 推進に関 するもの	III 3	有料化	構成市町 ・組合	盛岡市都南地域では指定ごみ 袋導入に係る効果の検証や実 施のための必要な事項につい ての検討を行う。有料化につ いては今後、構成市町の状況 を踏まえ、調査・検討等を行 う。	平成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度)	指定ごみ袋導入及び有料化については県内及び隣接市町の動向を見ながら対応していくこととした。
		集団資源回収の 推進	構成市町	集団回収の継続・推進に向けて子供会等の各種団体による集団回収を支援しながら、古紙等の資源物の集団回収の活発化を図るための対策の検討を行う。	平成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度)	構成市町において、資源回収の支援 及び啓発を行った。また集団回収事 業を実施した団体に対して、奨励金 (盛岡市、紫波町、矢巾町)を交付 した。
		生ごみの発生抑 制と減量化	構成市町	生ごみの減量化の取組を推進する。また、生ごみ処理容器等による堆肥化の推進など、ごみの資源化・減量に向けた啓発の強化に努める。	平成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度)	生ごみの減量化の取組を推進する ため、生ごみ処理容器(紫波町、矢 巾町)・電動生ごみ処理機等の(矢 巾町)の購入者に対して、補助金を 交付した。
		意識啓発	市町	ごみの減量・リサイクルの推進、及びごみの排出マオーの向上を目指して、広報紙、パンフレット、ホームページ等の作成にあたっても住民目線に立ち、住民の意見を多く取り入れながら積極的に情報を発信・提供する。	平成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度)	組合ホームページのリニューアル にあたって住民目線に立ち、住民の 意見を多く取り入れながら更新を 行った。構成市町においても懇談会 を行い住民の意見を取り入れた。
		過剰包装の抑制	構成市町	住民に対して買い物袋の持参 (マイバッグ)を推進する。 また、過剰包装を断るなどの 習慣が定着するよう働きかけ る。	平成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度)	地域内の各種団体と連携しながら 買い物袋(マイバック)の持参に関 する意識の啓発と運動の普及・促進 を行った。

古光本におよっ	推出土田	古光本にはよりか可光本しの	平成 29 年度~	推出土町によれ、マ市米でジュの世
事業者に対する	構成市町	事業者に対する許可業者との	. , ,	構成市町において事業系ごみの排
排出管理・指導		契約を指導する。また、事業	(平成29~令和4年度)	出抑制対策を講じた。
		所での適正な廃棄物管理につ		
		いて情報提供を行うととも		
		に、廃棄物の減量化に努める		
		よう指導する。		
処理手数料適正	組合	ごみ処理施設における事業系	平成 29 年度~	ごみ処理施設における事業系ごみ
化のための定期		ごみの受入基準に基づく適正	(平成 29~令和 4 年度)	の受入基準に基づく適正な搬入指
的な検討		な搬入を指導するとともに、		導を行った。
		処理手数料の適宜見直しを行		令和4年度からは手数料の見直し
		う。		を行い、適正処理困難物であるスプ
				リング入りマットレス及びソファ
				ーを対象に手数料を新設した。
事業者等による	組合	事業者に対して事業系ごみの	平成 29 年度~	組合に搬入される事業系ごみの搬
事業系ごみ分別	// L1	分別の徹底を啓発する。また、	(平成29~令和4年度)	入検査を実施し、分別の徹底を啓発
の徹底		事業系ごみに対する搬入時の	(1/4/20 101111111111111111111111111111111111	している。ごみが適正に分別されて
V IIIX/EX		監視を強化し、ごみが適正に		いない場合には、搬入指導を行い書
		分別されていない場合には、		面で結果を配布している。
		搬入を規制するとともに、指		
		導を徹底する。		
コミュニケーシ	組合	ごみの減量・リサイクルの情	平成 29 年度~	ごみ処理施設見学会の継続やイベ
ョンの充実、イベ	水丘 口	報を提供し、住民の協力を求	(平成 29~令和 4 年度)	こみ処理施設先子云の極続ですべ、   ント「環境まつり」の開催を通じ、
ント等の開催		敬を促供し、住民の協力を求   めていきます。また、住民の	(平成 29/~ 市和 4 中度)	住民のごみ減量・リサイクルへの関
ノト寺の別惟				1.
		ごみ減量・リサイクルへの関		心を高め、取組を行う動機づけを図
		心を高め、取組を行う動機づ		った。
		けを図るため、ごみ処理施設		
		見学会の継続やイベント「環		
		境まつり」の開催等を行う。		
		子供から大人まであらゆる世	平成 29 年度~	子供から大人まであらゆる世代に
習	市町	代に応じた環境教育・環境学	(平成29~令和4年度)	応じた環境教育・環境学習のためイ
		習の充実を図る。特に子供に		ベント「環境まつり」を開催してい
		対して、循環型社会の形成に		る。子供に対しては小学生の施設見
		向けた正しい知識と行動を習		学を積極的に受け入れている。
		得してもらうため、学校での		
		環境教育・環境学習を継続推		
		進する。また、ごみ処理の現		
		状・課題の周知とごみ減量活		
		·//		

1				動に対する啓発を図る。		
		協力体制の	構成市町	公共施設を活用した資源物の	平成 29 年度~	矢巾町では公共施設を活用した拠
	強化			点回収を進める。リサイク ル拠点に集積した資源物につ いては、定期的に回収を行う	(平成 29~令和 4 年度)	したリユース品回収ひろばを福祉 団体と連携しながら継続的に開催 し回収を行っている。
				ものとする。		
	1	サイクル	組合、構成市町	フリーマーケット、バザー、 リサイクルフェア等の情報提 供を行うとともに、イベント の開催を支援する。	平成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度)	組合ではイベント「環境まつり」の 一環としてフリーマーケットの開 催を行っている。
	再使用	の検討	組合	大形ごみとして排出された家 具等の修理・再生を行う。併 せて再生品の保管・展示スペ ースを設けることにより、再 生品の購入・活用を推進する。	平成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度)	大形ごみとして排出された家具等の修理・再生については検討中である。保管・展示スペースについては福祉団体に協力を頂き、再生品の販売を年1回行っている。
	資源回	収の実施	組合	小型家電の資源回収を平成 27年10月1日より開始して いる。新しい取組であるため、 積極的な情報の発信と提供に 努める。	平成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度)	小型家電の回収は開始当初は拠点 回収(ボックス回収)のみであった が、令和2年度より大形不燃ごみよ り小型家電を清掃センター内の選 別で回収(ピックアップ回収)しリ サイクルの推進に努めている。
処理体制 の構築、変 更に関す るもの	<b>•</b> • • • • •	ミごみの処 川の現状と		住民の負担の公平化や将来におけるごみ処理施設・設備の整備等の観点からも、地域全体での別区分などについて引き続き検討を行う。また、併せてごみの減量と資源回めることにより、循環型社会の構築を総合的に推進するものとする。	平成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度)	地域全体でのより適正なごみ出し 方法や分別区分などについて引き 続き検討を行い、令和2年度よりス プレー缶の排出方法の変更、令和4 年度より一定の大きさの大形ごみ を直接搬入に変更、スプリング入り マットレス及びソファーを適正処 理困難物として直接搬入に変更し た。さらに令和2年8月からは組 合に持ち込まれるごみ量及び車両 台数の減を目的とし、ごみ搬入予

事業系一般廃棄 組合						
事業系一般廃棄   物の処理体制の   現状と今後   事業系一般廃棄物の減量化・資源化の一層の推進に向けて、事業系生ごみの減量化、事業系資源物 (オフィス古紙やダンボールなど)の分別徹底とリサイクルなどに努める。   一般廃棄物処理   施設で合わせて処理す   を変した。   一般廃棄物と合わせて処理す   を変した。   一般廃棄物について処理を行う。   平成 29 年度   一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物について処理を行う。   平成 29 年度   で成 29~令和4年度   とができる産業廃棄物について処理を行う。   平成 29 年度   本の協議は無かった。   上ができる産業廃棄物について処理を行う。   本の協議は無かった。   本の協議は、まの対象は、まのは、まのは、まのは、まのは、まのは、まのは、まのは、まのは、まのは、まの						約システムを導入して組合に直接
物の処理体制の現状と今後   資源化の一層の推進に向けて、事業系生ごみの減量化、事業系生ごみの減量化、事業系音類類物(オフィス古紙やダンボールなど)の分別徹底とリサイクルなどに努める。						7 2 3 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 1 3
現状と今後  「中華 (中華) では、			組合			
事業系資源物(オフィス古紙 やダンボールなど)の分別徹 底とリサイクルなどに努める。		1			(平成 29~令和 4 年度)	
マダンボールなど)の分別徹底とリサイクルなどに努める。  一般廃棄物処理施設で合わせて処理する産業廃棄物の現状と今後  その他  一度生品の需要拡大事業  本の性 ではいて再生品の利用を市町 能な製品の購入などを呼びかけ、住民に、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推  「中の分割を担けるの分別徹底とリサイクルなどに努める。また、住民に対して再生品の利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推  「中がクンボールなど の分別徹底とリサイクルなどに努める。 中心の表現の表に担けることができる産業廃棄物について処理することができる産業廃棄物について処理することができる産業廃棄物について処理の協議は無かった。  平成 29 年度 (平成 29~令和 4 年度) 相合、構成市町において再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。また、住民に対して再生品の利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推		現状と今後				
底とリサイクルなどに努める。  「一般廃棄物処理」組合 施設で合わせて処理する産業廃棄物について処理を行う。  その他  「再生品の需要拡 相合、構成 行政において再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。また、住民に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推				事業系資源物(オフィス古紙)		源化の推進に努めている。さらに令
る。				やダンボールなど)の分別徹		和2年8月からは組合に持ち込ま
一般廃棄物処理 超合 一般廃棄物と合わせて処理する産業廃棄物について処理する産業廃棄物について処理を行う。				底とリサイクルなどに努め		れるごみ量及び車両台数の減を目
一般廃棄物処理   組合   一般廃棄物と合わせて処理する産業廃棄物について処理する産業廃棄物について処理を行う。				る。		的とし、ごみ搬入予約システムを導
一般廃棄物処理 組合						入して組合に直接搬入する場合は
施設で合わせて 処理する産業廃棄物について処理を行う。  その他  再生品の需要拡 大事業  「市町  「で政において再生品の利用を 率先して行い、無駄な消費を しないよう努める。 また、住民に対して再生品の 利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が 一体となった協働の取組を推						予約が必要とした。
型理する産業廃棄物の現状と今後		一般廃棄物処理	組合	一般廃棄物と合わせて処理す	平成 29 年度~	一般廃棄物と合わせて処理するこ
乗物の現状と今後  再生品の需要拡 組合、構成 行政において再生品の利用を 下成 29 年度~ (平成 29~令和 4 年度) 組合、構成市町において再生品の利用を率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。また、住民に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推		施設で合わせて		ることができる産業廃棄物に	(平成 29~令和 4 年度)	とができる産業廃棄物について処
その他 再生品の需要拡 組合、構成 行政において再生品の利用を 下事業 相合、構成 行政において再生品の利用を 本先して行い、無駄な消費を しないよう努める。 また、住民に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推		処理する産業廃		ついて処理を行う。		理の協議は無かった。
その他 再生品の需要拡 組合、構成 行政において再生品の利用を 本先して行い、無駄な消費を しないよう努める。 また、住民に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が 一体となった協働の取組を推		棄物の現状と今				
大事業 市町 率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。また、住民に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推		後				
大事業 市町 率先して行い、無駄な消費をしないよう努める。また、住民に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推						
しないよう努める。 また、住民に対して再生品の 利用拡大、詰め替え利用が可 能な製品の購入などを呼びか け、住民、事業者及び行政が 一体となった協働の取組を推	その他	再生品の需要拡	組合、構成	行政において再生品の利用を	平成 29 年度~	組合、構成市町において再生品の利
また、住民に対して再生品の 利用拡大、詰め替え利用が可 能な製品の購入などを呼びか け、住民、事業者及び行政が 一体となった協働の取組を推		大事業	市町	率先して行い、無駄な消費を	(平成 29~令和 4 年度)	用を率先して行い、無駄な消費をし
利用拡大、詰め替え利用が可能な製品の購入などを呼びかけ、住民、事業者及び行政が一体となった協働の取組を推				しないよう努める。		ないよう努めている。
能な製品の購入などを呼びか け、住民、事業者及び行政が 一体となった協働の取組を推				また、住民に対して再生品の		
け、住民、事業者及び行政が 一体となった協働の取組を推				利用拡大、詰め替え利用が可		
一体となった協働の取組を推				能な製品の購入などを呼びか		
				け、住民、事業者及び行政が		
				一体となった協働の取組を推		
				進する。		
廃家電のリサイ 組合、構成 特定家庭用機器再商品化法 平成 29 年度~ 組合、構成市町共に特定家庭用機器		廃家電のリサイ	組合、構成	特定家庭用機器再商品化法	平成 29 年度~	組合、構成市町共に特定家庭用機器
クルに関する普 市町   (家電リサイクル法)に基づ   (平成29~令和4年度)   再商品化法(家電リサイクル法)に		クルに関する普	市町	(家電リサイクル法)に基づ	(平成29~令和4年度)	再商品化法 (家電リサイクル法) に
及啓発   く、適切な回収、再商品化が   基づく、適切な回収、再商品化が		及啓発		く、適切な回収、再商品化が		基づく、適切な回収、再商品化がな
				なされるよう、関連団体や小		されるよう、関連団体や小売店など
一				売店などと協力して普及啓発		と協力して普及啓発を行っている。
				を行う。		
不法投棄対策 構成市町 不法投棄・ポイ捨ての多発場 平成 29 年度~ 構成市町においてそれぞれ不法投		不法投棄対策	構成市町	不法投棄・ポイ捨ての多発場	平成 29 年度~	構成市町においてそれぞれ不法投
所への看板の設置、巡回パト (平成 29~令和 4 年度) (東・ポイ捨ての多発場所への看板の				所への看板の設置、巡回パト	(平成29~令和4年度)	棄・ポイ捨ての多発場所への看板の
ロールなどを行うほか、不法   設置、巡回パトロールなどを行って				ロールなどを行うほか、不法		設置、巡回パトロールなどを行って
投棄の防止に向けて関係団体 いる。				投棄の防止に向けて関係団体		いる。
				などとの連絡体制の整備を図		また不法投棄の防止に向けて関係

				り、住民・事業者・行政が一体となった不法投棄の未然防		団体などとの連絡体制の整備を進めている。
				止体制の構築に努める。		w CV 1.3°
	災害時の廃棄物	組合、	構成	災害時は、それぞれの構成市	平成 29 年度~	災害が無かったため対応はない。
	処理に関する事	市町		町が策定した地域防災計画に	(平成 29~令和 4 年度)	組合としては構成市町における災
	項			則り取組むとともに、災害時		害廃棄物処理計画の策定の際に協
				に発生する廃棄物の処理や、		力している。
				災害などにより一時的に組合		
				でのごみ処理が不可能になっ		
				た場合には、県下で締結され		
				ている「一般廃棄物処理に係		
				る災害相互応援に関する協		
				定」に基づき対応を進める。		
				また、構成市町における災害		
				廃棄物処理計画の策定に協力		
				する。		

#### 3 目標の達成状況に関する評価

排出量・・・構成市町と連携し、ごみ減量化についての啓発活動の強化等によって、目標達成ができた。特に事業系ごみに関しては大きく減量できたものと考えている。

再生利用量・・・直接資源化量については構成市町と連携し、集団資源回収の啓発を行ったが、目標達成には至らなかった。今後、構成市町と密に連携し、住民に対して集団資源回収の更なる啓発普及を実施し、再生利用量の向上が可能であるが、現状の排出量の減少量から鑑みると、ごみの総量の減によるところ、もしくは資源ごみを行政回収以外に排出しこちらでは見えない部分もあるのでその部分については注視していきたい。

総資源化量についてはごみ排出量の抑制施策等により目標を達成することが出来た。

|最終処分量・・・掘り起しの実施及び排出量の減により、目標を達成することができた。

# (都道府県知事の所見)

排出量と最終処分量に関しては、すべて目標を達成しており、各実施主体の取組の成果が現れたものと思われる。

ごみの排出量削減に向けた施策の中で、ごみの有料化について引き続き検討するとともに、排出抑制対策等を推進し更なる排出量の削減に取り組んでいただきたい。

県においても、必要に応じて助言する等して支援していくこととしたい。